

かす が い し だん じょきょうどう さん かく すい しんじょうれい 春日井市男女共同参画推進条例

男女がいっしょになって、あらゆる分野に参画(※1)できる社会づくりを、春日井市に住んでいるみんなが進めていく条例(※2)

人は誰でもお互いに尊重し合い、平等であると日本国憲法には書かれています。私たちのまち春日井市でも、憲法の考え方や、女性に対する差別をなくそうとする世界や日本の動きにあわせ、すべての人が、一人の人間として尊重され、「男である」とか「女である」とかに関係なく、のびのびと生活できる社会にしようと取り組んでいます。

しかし、このような取組にもかかわらず、いろいろなところで、男女が平等に扱われていないと思われる社会の制度や慣行(※3)があり、それを支える「女は、こうあるべきだ」「男は、こうするべきだ」と性別で役割を決めつけてしまう考え方も、まだまだ残っています。

こうしたことから、豊かな心で生き生きと暮らせる春日井にしていくためには、男女が、これまでの役割にとらわれなくて、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野で、対等なパートナーとしていっしょに力をあわせて参画していく社会をつくるのが大切です。

21世紀を迎えて、男女が平等で互いに自立した人間として尊重され、安心と生きがいのある地域社会となるように、私たちは男女共同参画をさらに進めることを決意し、この条例をつくりま

※1「参画」とは、単にグループに加わるだけの「参加」と違い、メンバーの一員として自分で考えたり、決めたりすることに積極的に加わることです。「参加」とは異なり、「参画」には、責任と義務が伴います。

※2「条例」とは、県や市町村でつくる決まりのことです。

※3「慣行」とは、昔から行われてきて、それが知らないうちに当然みんなが守らなければならない決まりのようになってしまっているやり方のことです。

条例をつくる目的

第1条 この条例は、社会のあらゆる分野に男女がいっしょに参画していくための基本となる考え方を定め、市、市民、事業者(※4)がそれぞれ受け持たなければならない責任と義務を明らかにします。そして、基本的な施策(※5)を定めて計画的に実行し、男女共同参画社会をつくっていくことを目的とします。

※4「事業者」とは、市内で事業活動をしている会社や工場・商店などをいいます。

※5「施策」とは、出来事や問題に対してとる方法・計画をいいます。

言葉の意味

第2条 この条例で使う言葉の意味は、次のとおりとします。

(1) 男女共同参画
男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野に自分の考えで参画し、共に責任を担うことをいいます。

(2) 積極的改善措置
男女で扱われ方が違うことをなくすために、不利になっている男女のいずれか一方に対して、参画するチャンス積極的に与えることをいいます。

男女共同参画を進めるための基本的な考え方

第3条 男女共同参画は、家庭、地域、学校、職場などにおいて、次の基本的な考え方にそって進めなければいけません。